

6-37
516

VI
490

中央審判会

文部省

文部省

一 この法律の目的について
大学管理法案の目的の規定を次のように改めること。
(二七、六、五)

(條文案)

第一條 この法律は、国立及び公立大学における学問研究の自由と教育の自主性を保障するため、その自治を尊重するとともに、これらの大学が、公共の福祉のためにつくさなければならぬ責務を重んじて運営されることを期して、その適正な管理を図ることを目的とする。

二 評議会について

(一) 評議会に別段の定めがある場合を除く外、この法律の定めるところによる。

(條文案)

第二條 国立大学及び公立大学の管理に関する機関の組織、権限及び運営については、
(一) 評議会に、原則として評議会を置くこととする。
第三條 国立大学に評議会を置く。但し、組織及び規模の小さい専科大学にあっては、これを置かないこととする。

第四條 専科大学の評議会は、左に掲げる評議員をもつて組織すること。

一 学長

二 学部の教授五人

三 附置研究所の長

(備考) 専科大学の評議会の組織に関する他の規定は、総合大学の評議会の規定を準用すること。但し、各学部から選出される評議員の数は十人を超えて増加することはないこと。

(二) 評議会の権限について次のように改めること。(教授会についてと同様に改める。)(條文案)

第五條 学長は、当該大学における左に掲げる事項を決定するに当つては、評議会の

議決を経なければならぬ。

三 教授会について

(一) 国立短期大学に教授会を置くこととする。(評議会は置かない。)

(二) 一般教育及び専門教育の課程に就いて、それぞれ別の課程を担当する教授をもつて教授会(助教授及び助教授の課程に就いては、それぞれ別の課程を担当する教授をもつて教授会に就いて、その委員としての事項を審議することとする。)(教員、教授会の定める課程に就いて、その委員としての事項を審議することとする。)

四 関係法律の改正について

(一) 教育公務員特例法第五條(意に及する転任の場合の事前審査)を削除する。

(二) この場合第五條(意に及する免職、降任の場合の事前審査)は残す。

第六條 大学の学長、教員及び部局長の任用、免職、休職、復職、退職及び懲戒処分は、学長の申出に基いて、任命権者が行う。

第七條 前項の規定にかかわらず、中央教育審議会の意見を聞いて、(公立大学にあっては、前項の規定にかかわらず、)その申出を受理しないこととする。

第八條 第一項の任命権者は、国立大学にあっては文部大臣、公立大学にあっては当該大学の設置する地方公共団体の長とする。

第九條 文部省設置法第五條第二項の左の規定を削除すること。

第十條 文部省は、その権限の行使に当つて、法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除くは、行政上及び運営上の監督を行わなければならないとする。

五 国立大学審議会及び商議会の規定を削除すること。
六 公立大学審議会及び商議会の規定を削除すること。
七 公立大学管理法案は国立大学管理法案と一本にする。



(修正案)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、国立及び公立の大学における学問研究の自由と教育の自主性を保障するたけ、その自治を尊重するとともに、これらの大学が、公共的な責務を果たすことを期して、その適正な管理と運営を図ることを目的とする。

(修正案)

(2)(1)

現行教育公務員特例法第五條、第六條に定める事前審査の規定は削除する。
学長、教員及び部局長の意に反する転任、免職並に教員の意に反する降任は、評議会の議決を経て行う学長の申出に基いて行うこととする。